

一般教育訓練明示書

講座の名称	宮崎大学履修証明プログラム「宮崎大学420単位時間日本語教員養成プログラム」			
実施方法	① 通学（昼間・夜間・ 土日 ） ② 通信 スクーリング(回数 回)			
指定講座番号(15桁)	4522001	—	2310012	— 4
講座の創設年月日 令和元年8月1日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和8年3月31日まで	過去一年の講座実績	入講者数(累積) (21人)	修了者数 (21人)
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	315時間
1. 教育訓練目標				
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	・履修証明 ・日本語教員養成研修(420単位時間以上)			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	・履修証明: 宮崎大学国際連携機構国際連携センター ・日本語教員養成研修(420単位時間以上): 文化庁			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	成績: 全24科目について合格すること。 受講: 全420単位時間を全て受講すること(欠席については補講により受講を支援する)。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	必須: 日本語教員(法務省告示校日本語教育機関) 有利: 日本語指導者(国内、海外)、地域コーディネーター、多文化国際コーディネーター、地域国際化人材など			
2. 教育訓練の内容				
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名 (2022年度)	
世界と日本		4.5	・田中克彦(1981)『ことばと国家』、岩波新書	
異文化接触・異文化理解と心理		4.5	・マーシャル・B・ローゼンバーグ(2018)『NV C 人と人との関係にいのちを吹き込む法新版』、日本経済新聞出版社	
日本語教育の現状と歴史		7.5	・関正昭(1997)『日本語教育史研究序説』、スリーエーネットワーク	
言語と社会の関係		6	* 宮田眞治、畠山寛、濱中春(編著)(2015)『ドイツ文化 55のキーワード』、ミネルヴァ書房	
言語使用と社会		4.5	・高見澤孟(監修)(2016)『増補改訂版 新・はじめての日本語教育1 日本語教育の基礎知識』、アスク出版	
異文化間コミュニケーション教育		7.5	* 倉八順子(2021)『「日本語教師」という仕事 多文化と対話する「ことば」を育む』、明石書店	
言語理解の過程		4.5	・白井恭弘(2008)『外国語学習の科学～第二言語習得論とは何か』、岩波新書	
言語習得・発達		9	・長友和彦(監修)(2016)『第二言語としての日本語習得研究の展望 第二言語から多言語へ』、ココ出版 ・大関浩美(2010)『日本語を教えるための第二言語習得論入門』、くろしお出版	
日本語教授法		6	・高見澤孟(監修)(2016)『増補改訂版 新・はじめての日本語教育2 日本語教授法入門』、アスク出版	
言語教育の基本		6	・高見澤孟(監修)(2016)『増補改訂版 新・はじめての日本語教育1 日本語教育の基礎知識』、アスク出版 ・高見澤孟(監修)(2016)『増補改訂版 新・はじめての日本語教育2 日本語教授法入門』、アスク出版	
日本語教育の実践1(コースデザイン)		12	・高見澤孟(監修)(2016)『増補改訂版 新・はじめての日本語教育2 日本語教授法入門』、アスク出版	
日本語教育の実践2(初級指導)		43.5	・スリーエーネットワーク(2012)『みんなの日本語初級I 第2版 本冊』、スリーエーネットワーク	
日本語教育の実践3(中級・上級指導)		21	・スリーエーネットワーク(2013)『みんなの日本語初級II 第2版 本冊』、スリーエーネットワーク	
日本語教育の実践4(技能別指導)		12	・嶋田和子(監修)(2013)『できる日本語 中級 本冊』、アルク	

教育実習	72	・スリーエーネットワーク(2012)『みんなの日本語 初級I 第2版 本冊』、スリーエーネットワーク ・スリーエーネットワーク(2013)『みんなの日本語 初級II 第2版 本冊』、スリーエーネットワーク ・嶋田和子(監修)(2013)『できる日本語・中級・本冊』、アルク
評価法	9	・伊東祐郎(2022)『日本語教育 よくわかる評価法』、アルク
言語教育と情報	7.5	・山田智久(2017)『日本語教師のためのTIPS 77 第2巻 ICTの活用 第2版』、くろしお出版
言語の構造一般	9	・町田健、靄山洋介(1995)『よくわかる言語学入門解説と演習』、バベルプレス
日本語分析	9	・原沢伊都夫(2010)『考えて、解いて、学ぶ日本語教育の文法』、スリーエーネットワーク
音韻・音声	12	・松崎寛、河野俊之(2018)『日本語教育 よくわかる音声』、アルク ・木下直子・中川千恵子(2019)『ひとりでも学べる日本語の発音』、ひつじ書房
文字・表記	12	・野村剛史(2019)『日本語「標準形」の歴史 話し言葉・書き言葉・表記』、講談社
形態・語彙・意味	12	・町田健、靄山洋介(1995)『よくわかる言語学入門: 解説と演習』、バベルプレス
日本語教育文法	19.5	・スリーエーネットワーク(2012)『みんなの日本語 初級I 第2版 本冊』、スリーエーネットワーク ・スリーエーネットワーク(2013)『みんなの日本語 初級II 第2版 本冊』、スリーエーネットワーク ・スリーエーネットワーク(2012)『みんなの日本語 初級I 第2版 翻訳・文法解説 英語版』、スリーエーネットワーク ・スリーエーネットワーク(2013)『みんなの日本語 初級II 第2版 翻訳・文法解説 英語版』、スリーエーネットワーク 10 ・高見澤孟(監修)(2016)『増補改訂版 新・はじめての日本語教育1 日本語教育の基礎知識』、アスク出版 * 野田尚志(2005)『コミュニケーションのための日本語教育文法』、くろしお出版
コミュニケーション能力	4.5	・齋藤孝(2004)『コミュニケーション力』、岩波新書

3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	なし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	①高等学校を卒業した者 ②①と同等以上の学歴を有する、あるいは同等以上の学校教育を修了している者 ③その他、宮崎大学が認める者 ④日本語が母語ではない者は、受講資格者に加えて、下記のいずれかの条件を満たすこと 1) 日本語能力試験(JLPT) N1、あるいは同等以上の試験に合格している者 2) 上記と同等以上であり、修学が可能と判断される者
③その他	

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況						
(1) 資格取得状況						
① 前年度内の受講修了者数	21	人				
② ①のうち目標資格の受験者数	21	人	受験率(②/①)	100.0	%	
③ ②のうち合格者数	21	人	合格率(③/②)	100.0	%	
④ 上記②・③の回答者数	21	人				
(2) 受講修了者による講座の評価等						
① 回答者総数	21	人				
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	15	人	②A: 就業者計 15人		
	2 非正社員、派遣社員	0	人			
	3 その他の就業(自営業等)	0	人			
	4 非就業	6	人		②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	-	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	-	人			
	3 社内外の評価が高まる	-	人			
	4 円滑な転職に役立つ	認定前までのアンケートにおいて未実施の項目であるため記載なし。			人	
	5 趣味・教養に役立つ				人	
	6 その他の効果				人	
	7 特に効果はない	-	人			-
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	-	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 希望の職種・業界で就職できる	-	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	認定前までのアンケートにおいて未実施の項目であるため記載なし。			人	
	4 趣味・教養に役立つ				人	
	5 その他の効果				人	
	6 特に効果はない	-	人			-
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	7	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人			
	4 就職していない	1	人		8人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	-	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	認定前までのアンケートにおいて未実施の項目であるため記載なし。			人	
	3 どちらとも言えない				人	
	4 やや不満				人	
	5 大いに不満	-	人			-
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)						
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法						
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		各科目の定期試験を行う				
(通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数						
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法						
修了認定基準: 出席率100%、試験合格率得点率60%以上で合格、補講・追試は認める。			修了を認定する時期: 全科目講義、試験終了後。 方法: 卒業単位を満たすこと			

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全講義を録画しオンデマンド配信することで、欠席者に補講の機会を与えるとともに、期間中学習者が何度でも繰り返し視聴・学習できるようにしている。 ・受講者が常時すべての科目で講師に質問できるよう、専用掲示板を設置して指導、学習支援を行っている。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教員養成や日本語教員のキャリア形成に造詣の深い、宮崎大学発ベンチャーである業務連携機関「宮崎国際教育サービス株式会社」が受講中の学習支援、および修了後の講師業務や日本語サポート業務の提供等を行っている。 ・他団体の行う研修、イベントなどについて専用掲示板を通して配信している。
8. その他の事項	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	国立大学法人宮崎大学 (代表者名: 鮫島 浩)
住所及び連絡先	宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地 TEL 0985-58-7111
施設名称及び施設長名	宮崎大学国際連携機構国際連携センター (施設長: 村上 啓介)
住所及び連絡先	宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地 TEL 0985-58-7104
給付制度担当部署・者	国際連携機構国際連携センター (事務取扱: 国際連携機構国際連携課グローバル化推進係)
連絡先	TEL 0985-58-7851 (TEL 0985-58-2515)
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 530,000 円
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 0 円
① 一括払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 530,000 円
② 分割払	(うち、必須教材費 0 円)
③ 両方可	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 530,000 円
	① 副読本代 (税込額) 0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額) 0 円
	③ 施設維持費 (税込額) 0 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 530,000 円

[特記事項]

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。